(改定後)

第編 投信・投資 任業者

法令等・要抗勢の確認検査用チェックリスト

第編 投信・投資 任業者

法令等・要引き物の確認検査用チェックリスト

項目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明 備
1. 取締会	4. 法等夢に係る基本となる方針の存在チェ	基本となる方法にあった。		1. 取締会	4. 法等夢に係る基本となる方針の存在チェ	基本となる活情の存在チェック
等こよる法	ック	① 「法令等等(コンプライアンス)」を経営の最重要制か一つとし		等による法	ック	① 「法令等等(コンプライアンス)」を経営の最重要制の一つとし
帶數体		て位置付けているか。また、その実践に係る基本となる方針は、取締役		領 島体		て位置付けているか。また、その実践に係る基本となる方針は、取締役
制力整備状		会よれて策定しているか。		制の整備状		会はいて策定しているか。
況		② 復韻に基本となるだけの内容を再り徹底しているか。また、例え		況		② 役職員に基本となる方法が内容を目まり徹底しているか。また、例え
		ば、下記で対ける書類を探測されて歌徹底している				ば、下記を対ける書類を投稿し対しており間にしている
		か。				か。
		③ 反始勢力へが応こいては、警察等人が機能も連続して、断				③ 反始勢力へが応ころいては、警察等関系機能も連携して、断
		世とした姿勢で臨んでいるか。				固とした姿勢で臨んでいるか。
		④ 基本となる方針は、単二倫里界呈ことどまらず、具体が活動が影や				④ 基本となる方法は、単二倫里房呈ことどまらず、具体がお「動揺や
		行為現代して示しているか。				行為境として示しているか。
		経理・企業 動震 及び 実 か 手 き 」				経団連·企業 動震 及び 「実 か
		投資言協会 筹殊程				投資信金
		投資言語会 受益游等の直接集・解料 異する基準				投資言語会 受益政等の直接等 及解答。 関する規則
		投資言語会 受益勝の基準確か算定されて」				
		投資言語会 証券資言的必必清算に当たっての計型理これ				投資言・協会 投資言・母権の評価なる情報・実対る規則
		<u>u</u>				
		投資言語会部合せ・運用に対る事項				投資言語会 投資言語の運用は関する規則
		日本証券珍賀郡 第26 广告、観察は関する自主規制運制				旧本武労役運即開設には、観察党、関する自主場と関
		「日本証券受資配業法」 内閣部 の表が加いてのがらか」				「日本正券登録問題論会 「内閣部」の表外が出こってのがらか」
		「日本証券登貨配業法 業務型に当たり留意すべき基準これで」				「日本正券投資電売業務」に当たり留意すべき基準ころいて」
		「日本証券受資配業法会業券が行場」「関する自主規度制				「日本正券登録記費法会 業務が分替し、関する自主は思して
V. 投信·投	1. 法赚收艘	(1) 共通		V. 投信·投	1. 法縣ഗ聰要	(1) 共通
資 任業者		① 投資言・ひかり資主人に関する法律		資化業者		① 投資言行处投資去人工関する法律
とその経営		② 有 有		とその経営		② 有価政治に係る投資電影が規制第二関する法律
眷 が夢		③ 証券政法		者が勢		③ 証券政法
すべき具体		④ 外国政業者は関する注		すべき具体		④ 外国政業者は関する注
的な法等		⑤ 金銀路品の販売等は対する送津		的な法等		⑤ 金融語の販売等に対する送車

項目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備
		⑥ 消費者深分法				⑥ 消費者為法	
		⑦ 株券等の保管及が振替に関する法律				⑦ 株等の発覚を表する法律	
		(新設)				⑧ 社業の場合に対する注	
		<u>⑧金扇蚌物</u> 阳沿法				<u>⑨</u> 编数据法	
		③資産の浦が出まする活津				① 資金の流がして関する法律	
		<u>①</u> 健氏				① 銀法	
		<u>①</u> 探 笑 去				① 保業去	
		①出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律				③ 出資の受入れ、預り金及り金が等の取締りに関する法律	
		③貸金業の規制等は対する 出				④ 貸金業の場場では	
		<u>伸</u> 跳				<u>⑤</u> 抵当政策去	
		<u>(は)に当ば業の</u> 場に関する法律				⑥ 抵当政策の規制第二関する法律	
		<u>⑥</u> 不動 選恭定共同事業 去				① 不知避劫地事業去	
		① 特定責任の				(削除)	
		⑱ 海暦計場における労物的の競音に対する注				18 海暦時場における先物形の競音に関する法律	
		⑲ 信法				⑲ 信琺	
		② 信業去				② 信(業)去	
		② 金融機製が言音等が兼営等に関する法律				② 金融機製力言音等的兼営等は対する法律	
		② 担邪例过青三代去				② 担邪休州責言代去	
		② 確定拠土年金法				② 確定拠土年金去	
		② 厚生年金/ 宋美去				② 厚生年金/探険去	
		② 確認計位業年金法				② 確認行業主義去	
		26 各種共産品法				② 各動 共 新日 合 法	
		(2) 政令·府·告示				(2) 政令·府令·告示	
		(3) 投資言刊洽及公日本正對投資電影常念の定める諸規則				(3) 投資言母為及日本正對投資電影 業命の定める諸規則	
	4. 法赚收粮要(その他的形)	(1) 民去·商去·手形法·小切手法			4. 法赚收票(その他部形)	(1) 民去·商去· 打 法·小切手法	
		(2) 電子消費者等以の電子系統無に関する民土の特別に関する法律				(2) 電子消費者外及の電子蒸茄配ご製する民土の特別ご製する法律	
		(3) '锡胄:罪 商:第486条第1項 · 背:罪 (刑:第247条) · 第				(3) '特別'罪 商:第486条第1項 · 背3罪 (刑:第247条) · 第9上横	
		7年(刑法第253条)				行。(所 述的 253条)	
		(4) 組織が必須の火がでは、1917年の大学には、1917年の				(4) 組織が必須の火間及必須関連の大手に関するが、	
		(5) 暴力可してよる不当な「治の防止等」で製する法律				(5) 暴力団員による不当な「浩の別山等」「関する法律	
		(6) 金銅機関によるの本人確認に関する法律(投言業者のみ適用)				(6) 金融機関第二よる <u>顧客等及び発金口卒等の不正な利用の防止</u> ご関する法	
						律(投票者のみ適用)	
		(新設)				(7) 個人静め揺りまする送津	

項目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目法令遵守態勢のチェ	ェック項目 法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備
	5. 順務の健全性 (ご関する) 芸馬り	(1) 最近本の額(投信法等9条、投信法的分第10条、顧問業法第27条及 で顧問業法的予規(第27条の2) (2) 資金の健全性(投信法第42条第1項第1号本文)		5. 限務の健全性 (ご関する)	(1) 最近本7額(投言語9条、投言描行今第10条、顧問業227条及 7個問業描述規以第27条7 <u>3</u>) (2) 資金7建全性(投言2第42条第1項第1号本文)	
	7-1 投言和規則(「業別関連)	(1) 業務の方法の変更に係る認可(投言法第10条の2) (2) 資本の額の対別が商号の変更等の届出(投言法第10条の3) (<u>新設)</u> (3) 標識の掲示(投言法第11条及の投言法が		7-1 投言起味則(『義然	(2) 資本の類の増配符号の変更等の届出(投言措部(条の3) (3) 主要株主等の届出(投言措部)(条の4) (4) 標識の掲示(投言措部)(条及の投言措施が規則第20条) (5) 名義貸しの禁止(投言措第12条) (6) 取締なの兼職制限(投言措第13条及の投言措施が規則第22条) (7) 投資言係款の内容の届出(投言措第26条) (8) 投資言係款の変更内容等の届出(投言措第2条) (9) 投資言音楽の解の届出(投言措第3条) (10) 投資言音器であ解りの届出(投言措第3条)	
	7-5 投言知規則(『運用』関連)	(1) 投資言・(投言・接着の兼業の制限(投言・接第3/条の11) (1) 特定資産の限定(投言・接名(決)、というとは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、		7—5 投宫封办規制(「運用」	(1) 投資言・(投言・接合の 兼定の 制限 (投言・接等) (名) 特定資産の 限定 (投言・接触) (名) 投資言・(投言・接触) (名) に対して、 投資 言・(投) を での 投資 言・(投) を でいる はいる はいる はいる はいる はいる はいる はいる はいる はいる は	
	7-7 投資言語の選ばが表別である。 (投言語に条及の投言語が表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表	及以涂資里の場合等を除、。)(投資言由法) 類殊展第13条) (1) 自己(その取締役を含む。)と投資言根産の間の取り禁止(第1項第2号) (2) 投資言根産(現物、規制、相互間の取り禁止(第1項第2号) (3) 投資言根産と投資主人間の取り禁止(第1項第3号) (4) 第三者の利益目的の正当な根拠を有しな、取りが禁止(第1項第4号) (5) 通常の取りの条件と異なる条件での取り禁止(第1項第5号) (6) 受益者以りの者と投資言根本間の利益・取り第1項第6号)	1号)	7 — 7 投資言1褒音(投票) (投票)第1条及)投票) <u>及以31条</u> 類系)	及分為更用の場合等材象。)(投資言租金 筹殊等的条) (1) 自己(その取締と等を含む。)と投資言租産の間の取り際上(第1項第 が予別・第2条 (2) 投資言租産(現物、規制・相互間の取り際上(第1項第2号) (3) 投資言租産と投資主人間の取り際上(第1項第3号) (4) 第三者の利益目的の正当が規拠を有しな。取りの禁止(第1項第4号) (5) 通常の取りの条件と異なる条件での取り際上(第1項第5号) (6) 受益者次例の者と投資言・根理間の利益・取りの第1項第6号)	1号)

$\neg \leftarrow$	_	44.	`
己攵	疋	後)

	•						
項目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備
		(7) 他人からの不当が制限 拘束を受けた形に禁止 第1項第6号)				(7) 他人からの不当な制限、拘束を受けた形に禁止(第1項第6号)	
		(8) 不当法買高の増加的、又均均的値相的の形態上第1項第6号)				(8) 不当法買訊 增加的 又求為的通信的死 禁止第1項第65	号)
		(9) 取指図後における投資言根権の特定禁止(第1項第6号)				(9) 取 指図後ごおける投資言供産の特定禁止(第1項第6号)	
		(10) 評価動純資盛盛の50%を超る場合の先姉児				(10) 評価別純資路絡か50%を起こる場合の先物に 第1項第6号))
		(11) 監督等、復識知道則及と投資信用強制が影響上第1項第6号)				(11) 監督等、復職权は押人と投資言も対すり形に第1項第69	号)
		(12) 利害與私等の顧客等と投資信根確認が知路板(第2項第1号)				(12) 利害緊从等心觀答等と投資言思始間が利益的(第2項第1号)	
		(13) 利害類系人等と投資言思控制が利益的 第2項第2号)				(13) 利割乳人等と投資言电控制外溢取(第2項第2号)	
		(14) 利害對系人等の利益を図る不必要は取り禁止(第2項第3号)				(14) 利害男孙等の利益を図る不必要は現場上(第2項第3号)	
		(15) 実勢を反映しない作為が相場が禁止、利害契係人等が見受益等)(第2	2項第4号)			(15) 実勢反映しな、作為的相場が禁止、利害異系人等が「受強等」(8	第2項第4号)
		(16) 利害與私等である証券会社との取り(募集政制禁止第2項第4号)				(16) 利害男科等である証券会社との取り募事項等上第2項第5号)	
		(新設)				(17) 利害緊外等の不動産等に共同業者の要請こよる投資去人資産こよる	
						不動産主共同業務に係る医経合出資金の取得 (募集) 禁止	第2項第5号)
		(新設)				(18) 利害男系人等の匿名組合営業者の要請こよる投資去人資産こよる匿名組	
						<u>合类的、乐器組合出資制の取得(募取得)禁止(第2項第5号)</u>	
		(新设)				(19) 利害緊入等の信養者等の要請こよる投資去人の資産こよる信贷的	
						に係る受益を取得(募取得)禁L 第2項第5号)	
		(新设)				② 利害類系人等の業務が、組合員との募集が「か禁止(第2項第5号)	
	7-8 投資払資金郵業に関する禁止行為	(1) 努切締む場外、傷管の禁止第1項第1号)			7-8 投資法人資金町第二関する禁止行為	(1) 類切締認嫌知期、傷傷の禁止第1項第1号)	
	(投言进34条の3及)投言进始于規模	第(2)努切締合際に、損失構が東の禁止第1項第2号)			(投言进3条の3及)投言描记期第	(2) 契約系統 際人 損失 順介 (第1項第2号)	
	52条及0第53条约約	(3) 契约締治、際人、利益共の於東の禁止(第1項第3号)			52条及0第53条划形	(3) 契約7締結よ際し、利益共分約束の禁止(第1項第3号)	
		(4) 損失輔 利益供の禁止 (第1項第4号)				(4) 損失鵏 利益共の禁止 第1項第4号)	
		(5) 投資去人相互間の取り禁止(第1項第5号)				(5) 投資去人相互間が取除上(第1項第5号)	
		(6) 第三都監督的正当地機能有しな、昭 禁止第1項第6号)				(6) 第三都监督的亚当城城有人な、昭 静上 第1項第6号)	
		(7) 通常の取と異ぶ条件での取除上第1項第7号)				(7) 通常の取と異なる条件での取除上第1項第7号)	
		(8) 書面の交換行わば、製物重要活別の変更禁止(第1項第8号)				(8) 書面の対抗かな、熱の重要は別の変更禁止(第1項第8号)	
		(9) 投資去人均10者と投資去人間7月22日 第1項第8号)				(9) 投資去人以かると投資去人間が脳下(第1項第8号)	
		(10) 他人からの不当な制限 拘束を受けた形に禁止 第1項第8号)				(10) 他人からの不当な制限、拘束を受けた取りな禁止(第1項第8号)	
		(11) 不当法實部分增加的 又均均的值值的办职 禁止 第1項第8号				(11) 不当法買予增加的,又以將的值相的功服禁止第1項第85	」 号)
		(12) 証券取得者行場合の双方代型の禁止(第1項第8号)				(12) 証券取行為を行う場合の双方代理の禁止(第1項第8号)	
		(13) 利害類系人等の顧客等と投資去人間の利益(取) 第2項第1号)				(13) 利害緊人等心震落等と投資法人間の利益的 (第2項第1号)	
		(14) 利害類系人等と投資言思超間が利益的 第2項第2号)				(14) 利害教科等と投資言识理的利益版(第2項第2号)	
		(15) 利害與私等の利益を図る不必要は取る禁止(第2項第3号)				(15) 利吉男利(等の利益を図る不必要は取り禁止(第27第3号)	
		(16) 実勢反映しない特殊は無対禁止(利害類系)等が同党共争)				(16) 美势反映しな、作為的相影和禁止、利害與私等的,受益等)	
		第2項第4号)				第2項第4号)	

項目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備
		(17) 利害関系人等である <u>証券会社</u> との取引(募集取得)禁止 (第2項第5号) (18) 利害関系人等の不動産事立共同事業者の要請こよる投資主人資産こよる 不動産事立共同事業実約ご係る匿名組合出資券が取得(募集取得)禁止 (第2項第5号) (19) 利害関系人等の匿名組合営業者の要請こよる投資主人資産こよる匿名組 合業的ご係る匿名組合出資券がの取得(募集取得)禁止(第2項第5号) (20) 利害関系人等の信託会社等の要請こよる投資主人の資産こよる信託契約 にご係る受益権の取得(募集取得)禁止(第2項第5号) (12) 新計算系人等の信託会社等の要請こよる投資主人の資産こよる信託契約 にご係る受益権の取得(募集取得)禁止(第2項第5号)				(17) 利吉男系人等である <u>証券会士等</u> との取引(募集取得)禁止 (第2項第5号) (18) 利吉男系人等の不動産者定共同事業者の要請こよる投資去人資産こよる 不動産者定共同事業系的ご係る匿名組合出資券がの取得(募集取得)禁止 (第2項第5号) (19) 利吉男系人等の匿名組合営業者の要請こよる投資去人資産こよる匿名組 合業的ご係る匿名組合出資券がの取得(募集取得)禁止(第2項第5号) (20) 利吉男系人等の信託業者等の要請こよる投資去人の資産こよる信託系行こ 係る受益権の取得(募集取得)禁止(第2項第5号) 性 利吉男系人等の筹業が、組合員との募集房の禁止(第2項第5号)	
	8-1 投資・任政治・関する規制 (「業別関連)	(1) 変更の届出 (顧問業 法第8条) (2) 廃業等の届出等 (顧問業 法第9条) (3) 標識の場示 (顧問業 法第1条) (4) 名義貸しの禁止 (顧問業 法第12条) (5) 認可の条件 (顧問業 法第22条) (6) 禁止済 (顧問業 法第23条) (7) 業分が証時 (顧問業 法第23条) (8) 投資言で表す業等を営む場合の禁止で為 (顧問業 法第31条の2 及の第31条の3) (9) 業分の内容及の方もの変更の認可 (顧問業 法第28条) (10) 投資・任政的に係る業分の廃止等の届出 (顧問業 法第29条) (11) 取締分の期間の制限 (配用業 法第30条) (12) 顧客から一任された投資性断等の再委任 (配用業 法第30条の4) (13) 兼業の制度等 (配用業 法第31条)			8-1 投資任務公財司法規制 (「業務」関連	(1) 変更の届出 (健用業 25条) (2) 廃業等の届出等 (健用業 25条) (3) 標	

ディスクロージャーに関する法令等導力に対象が確認検査用チェックリスト

項目	法令等遵守態勢のチェック項目 法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明 備 考	項 目 法令等遵守態勢のチェック項目 法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明 備
l. ディスク		
ロージャー	でには、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで	ロージャー び話識 ることを無難したうえで、当後性の重要性を活躍しているか。
は対る取	(2) 取締分まディスクロージャーに係る下記の法令上の規制を理解している	(2) 取締分はディスクロージャーに係る下記の法令上の規制を開発している
締役の認識	か。	締役の諸職
及如新设	高正攻去上 <i>の</i> 規制	及心理論學
会がと割	① 有臨時間書(証明書を含む。)、特定募集等に関する。)	会の役割
	の/	の(一成・提出 (証政・第7条)
	② 目論書(届出目論界書、届出版目論界書)の/財	② 目論見書、届出反目論見書、要的反目論見書)の作成
	• 交付(証取 共第13条及)第15条)	· 交付 (証取送第13条及)第15条)
	③ 有應透視性書(半排性書、臨時性書を含む。)の提出(証取法)	③ 有雌 游陆書(半期陆書、臨茅陆書を含む。)の提出 (画取法
	第2条	第2条)
	④ 有應跨配達及時應跨性書び網 (高取差第25条)	④ 有確勝配置の指導を持つがに関する。
	段言去上の規制	数言去LOX期间
	① 投資言後熱の内容を活動した書面の交付(投信法第26条)	① 投資言後款の外容を正成した書面の交付(投言并20条)
	② 利益的 协动 分别 (投票)	② 利益取がある場合の受益をの書面の交付(投言主第28条)
	③ 投資言後款の変更内容等結正成した書面の対一等(投言注第0条)	③ 投資言欲救攻更控等結或した書面の交 等(投言注30条)
	④ 投資言语的解格可以大書面の対 等(投言語)2条)	④ 投資言茂約が解かを正成した書面が対・ (投言注第32条)
	⑤ 運用結書の作成及の対付、投言主第33条)	⑤ 運用提書の作成の交付、投言注33条)
	⑥ 曹亚尔文·拉尔大武、科尔重要:油份尔变更禁止(投言注:400	⑥ 書面の対格行われ、契約の重要は影の変更禁止、投言差別条の
	3第1項第8号及政治言描行規(第52条)	3第1項第8号及內投言描记集)
	⑦ 禁液締乱でいる投資法人等はする書面の交付(投信注象を含め	⑦ 契を締むている投資払等でする書面の交付、投言差別条の
	6)	6)
	⑧ 広告等の規則及心學が締結が・學が締結の書面の交付、役官主第34	⑧ 広告の規則及及終締前・契條静む重面の対け、役割提出
	条の7による配置差割条、第4条及第1条の第1	条の7による翻譯注第3条、第1条及2第1条の期象の期象の期間
	9 営業時書 が提出 (投営 芸 第37条)	9 営業時書が提出(投信主第37条)
	証取去・投言去上のディスクロージャー】	■ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	区分 開示書類 公募分言 一般以募 プロ私募 根拠法	区分 開示書類 23朝分言 一般近募 プロ私募 根拠去
	新 加 有	新飛 有
		日齢を持めの内 必 要 不 要 証政法 投資高後款の内 必 要 必 要 不 要 投言法

	己女	7=	後)
_	LX	ᄹ	12	

項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明 備 考	÷
		図の交付 機構示 有価政策時書 必 要 不 要 不 要 証取法 当期時書 必 要 不 要 不 要 証取法 当期時書 必 要 必 要 必要(注) 投言法 (注)プロ私募であって、投資言・形式 付しない 旨を定めた場合には交付を	
		※有価誘・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		準用する第16条) ① 芝業 陸書の提出(配用業 共35条) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		 ① 投資言せ絵 広告・宣元及び帰品類の提供に関する基準。 ② 投資言せ絵 目論見書の/「賊こ当ってのガイドライン」 ③ 旧本証券投資配開業会 広告、観察等に関する自主規制基準。 ④ 「日本証券投資配開業会 自己気は対きを確認資金に組み入れる場合の開示事件(第多重型にあたり留意すべき基準について)」 ⑤ 「日本証券業会 広告及び帰品類が提供に関する規則(公正関盟規則第7号)」 	
. 適 が だ イスクロー ジャー	6. 広告 宣云	(1) 投資言もの広告に当たり、広告工製する目生責任者 (広告責任者) を 定め投資言化会 (日本正券業金) に届出しているか。また、営業計門 単立又は選業買限りで広告を行う場合にも、広告責任者がチェックしてい るか。 (2) 広告宣云は自主規制機関の定める規則に到って行われていることを検証	

項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令	等遵守態勢の	チェッ	ク項目	に係る	説明	備
			容の交付					
		継続	 	必 要 要	不 要	不 要	証取法	(主)プロ私募であって、投資信任
		理 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章	第5条 <u>第条</u> 处第 第5条 <u>第条</u> 处第 第0規則(顧問第 <i>接</i> 等的期间(國問第 <i>接</i> 等前の書面の交付 等部の言面の交付	事項に係る (8条) (額3条により (額3条により (額3条により (額3条により (第3条) (第3条) (第3条) (第3条) (第3条)	変更計	第1条) 以準用する は業は第23 では、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	第1条) 第1条) 条こより	付しない。皆を定めた場合には交付 (投信主義33条第1項)
		3 日 4 日 合分期 5 日	有了分量的對於 有一個 有一個 有一個 有一個 有一個 有一個 有一個 有一個 有一個 有一個	会には、智 会自己数 であたり観	振祭。関 設を顧 すべき基	する自主族 客資産ご組 増こついて	制 <u>医</u> 判 み入れる場)」	
. 適切なデ ィスクロー ジャー	6. <u>広告</u>)を定め <u>てい</u> も、広 (2) 広告宣	そのださに当たり、「からない。」また、営業に当たりまた。 また、営業には当まがチェッスは自主場は関係のである。 また、営業には当まります。	ア単位又は シクしている 記める規則に		りで注を bhave	 行う場合に ことを検証	

項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備	考
		するとともに、		
		にするとともに、利回り等に係る断定的は判断を提供していないにとを検証しているか。		

項	目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備
			<u>担当</u> に開会しているか。	
			(3) 特に、投資家で対し預金等ではないこと、預金保険が像とならないこと、元本保証がないこと及び運用成業等でないて誤解を生じさせないようにするとともに、利回り等に係る断定的は判断を提供していないことを検	
			証しているか。	

(改定後)

直接集工関する法令等等が変数が確認検査用チェックリスト

項目 法令遵守態勢のチェック項目 法令遵守態勢のチェック項目に係る説明 考 V. 証取去の 1. 階誘済』は関する主な法則 投言第2条におる準期 (1) 顧客はする誠実義務(証取法第33条) 爀 (2) 熱冷 (証) (2) ① 直募集におって手誘う。断定性断の提供の取り一種に 联等(証取其42条第1項第1号、第5号及0第6号)) ② 直募集にないは登場では重大が事項こつき誤解を生じさせる行 為(証政法第42条第1項第9号及)投信法的規則第38条第1号) ③ 直募集は、で顧客は場り利益の提供的して勧誘する一為 証 取进税条第1項第9号及0投信抽行规度8条第2号) ④ 損味能は第2条の2) (3) 適合性の原則(証取去第43条)

(4) 弊事加措 (証取措)(条)

直接集工関する法令等度可能外の確認検査用チェックリスト

	項目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備
	V. 証取±の	1. 階勝つ為 に関する主な法制	(1) 顧客さする誠実務外(証取法第33条)	投言第27条こおえが期
	規制		(2) 禁止為 (証取) (2) 禁止(3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	
			① 直募集はおる主義誘う、断定呼断の提供の取り出た	
			联 (
			② 直募第二がでは終示又は重大は事項こつき誤称生じさせる行	
			為(証政法第42条第1項第10号及)投言法指于規以第38条第1号)	
			③ 直募集式、位露、特別和监力提供的して態勢が決証	
			取 <i>接42</i> 条第1項第 <u>10</u> 号及0投言描记,第8条第2号)	
			④ 損失能でん等の禁止(証取法は2条の2)	
			(3) 適合性の原則(証政主第43条)	
			(4) 弊事加措置(証政法第4条)	
1				

(改定後)

運用の適正性留呆のための影勢(運用管理影)の確認検査用チェックリスト

運用の適正性留呆のための影勢(運用管理影)の確認検査用チェックリスト

項目	運用管理勢は関するチェッグ項目	運用管理態勢に関するチェック項目に係る説明	備	考
I. 具体な 運用管動の チェックポ イント	3. 発进の選定及外路150%	(1) 系列・ 「対 「対 「対 「対 「対 「対 「対 「対 「対 「		

項	目	運用管題勢は對るチェック項目	運用管理態勢に関するチェック項目に係る説明	備者
運	簡動	3. 発光の選定及外溢板の加止	(1) 系列・ 「対理・ 「対理・ 「対理・ 「対理・ 「対理・ 「対理・	

第二編 投資去人

法令等・要引きかな確認検査用チェックリスト

第二編 投資去人

法令等。夢見勢の確認検査用チェックリスト

項目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備	考
1. 法符第遵	4. 法等學記念基本法扱心學基數存	基本となる強等の存在チェック		
守佛炒整	在チェック	① コンプライアンスに関して、執行役員が誠実に取り組んでいるか。		
備・確立状		② 「法等等(コンプライアンス)」 核型の最重要課の一つとし		
況		て位置付けているか。また、その実践に係る基本となる方針は、役員会		
		におで焼し、例は、役貨業務の対して記 巻巻とと		
		もに再っているか。		
		③ 反始勢へな抗さいては、警察機器とも連続て、断		
		固とした姿勢で臨んでいるか。		
		④ 基本となる方針は、単二倫里勝呈ことどまらず、具格がお預り指や		
		行為嫌として示しているか。		
		参考		
		投資言協会 業殊程		
		投資言な会 部合せ・運用は対る事項		
		投資言協会 不動産の投資言・及び不動産が登まれて関する規則		
III. 投資±人	1-5 経理に関する主な法則	(1) 純資金の額の維持務等(投言注釈の条第4項)		
とその経営		(2) 計算書類の作成等 (投信共第129条)		
都等		(3) 会悟查人の監督時書(投言:第130条)		
すべき具体		(4) 計算書類7系符(投言注第131条)		
的站拾等		(5) 計算書籍の備置き及び機能等(投言注第132条)		
		(6) 資金の評価等(投信共第133条~第135条)		
		(7) 金數分配 (投言注第136条及2137条)		
		(8) 投資主の帳舗関節等(投言共第138条)		
		(9) 業務工関する帳簿書類(投言芸第211条)		
		(10) 営業時書の提出(投言接212条)		
		(11) 純資金の額的基準資金酸下回る場合の通告等(投言注第215条)		
		(12) 自己投資二の取得及少費受けか制限(投言共第80条)		
		投資言定款 第1条)		
		後考 投資高电極の貸款採表 損益及乗除金貨書、附属用電並		
		びご事用は書いまする規則		
	1-6 運用」に関する主な法制	(1) 資金が運用が運用(投言注第193条〜第195条)		

項目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備
1. 法等導 守備v整 備·確立状 況	4. 法等等元公を基本が設め、等等を与った。 在チェック	基本となる方法等の存在チェック ① コンプライアンスは関して、執行役員が誠実に取り組んでいるか。 ② 「法令等等」(コンプライアンス)」を経営の最重要無数の一つとして位置付けているか。また、その実践に係る基本となる方針は、役員会において決定し、例えば、役員代第7条647年、対して下記【参考】とともは3時間底しているか。 ③ 反社会が勢力への対応こついては、警察等関系機関とも連集して、断固とした姿勢で臨んでいるか。 ④ 基本となる方針は、単に倫理界程にとどまらず、具体がが可打貨や行為場所として示しているか。 「参考】 「経対連・企業・動憲章」及が「実行の手引き」 「投資言・社会、第9条月里」 「投資言・社会、新9条月里」 「投資言・社会、大資言・管の運用・「製する規則」 「投資言・社会、不動産の投資言・ひとの不動産の資法人に関する規則」	
II. 投資法人 とその経営 者等が遵守 すべき具体 的な法令等	1-5 経里 (二関する主な共用)	(1) 純質重の額の維持関係 (投言注第17条第5項) (2) 計算書類の/(由漢) (投言注第129条) (3) 会報監査人の監査結書 (投言注第130条) (4) 計算書類の承認等 (投言注第133条) (5) 計算書類の承認等 (投言注第133条) (6) 資産の評価等 (投言注第133条) (7) 金銭の分配 (投言注第133条)及び第133条) (8) 投資主の根據規劃維等 (投言注第138条) (9) 業務に関する根據書類 (投言注第211条) (10) 営業結書の提出 (投言注第212条) (11) 純資産の額的基準資産額を下回る場合の通告等 (投言注第215条) (12) 自己投資口の取得及の質受力の制限 (投言注第20条) (削除) (削除)	
	1-6「運用」に関する主な共制	(1) 資産の運用の範囲(投信共第193条〜第195条)	

項目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
		(2) 投資言・委託者への資産の運用に係る業別の委託投信 #第198条) (3) 利害関係を有する投資言・委託者等への委む 禁止投信 #第200条) (4) 投資 ま人 こよる資産の運用に係る委託等の解約 (投信 #第206条 _ 第207条)	
	3. 主动商共無規定 3-1 商業長等及大番州的力制限 (投言共命3条)	(1) 会帳簿ごおける: 東事等(商 #33条第1項 第2項及)第3条第 2号)(2) 極能力の制限(商 #35条)	
	3-7 会址計算 (投言法) (39条)	(1) <u>清輔資産、金銭費和不評価</u> (商芸第285条/2及0第285条/4) (2) 操政資産の処理 (商芸第286条/5及0第287条) (3) 利益配当の制限 (商芸第293条本文) (4) 株主の検査役の選任 (商芸第294条) (5) 利益供与の禁止 (商芸第294条/2)	
	4. 株で会が監査等に関する商もが特別に関するおおが準用(投信法第119条)	(1) 会性金人の選託・解託 商井初達5条及の第6条第1項及第2項 (2) 会性金人の種限 商井初達7条) (3) 会性金人の責託 商井初達9条、第1条) (4) 定済会における会性金人の意見東述 (商井初達7条)	

Ī	頁 目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備
			(2) 投資言行義子業者への資産の運用ご係る業別の委託投言注第198条) (3) 利害関系を有する投資言行義子業者等への委託を対象上投言注第200条) (4) 投資主人による資産の運用ご係る委任等なが解か (投言注第200条)及200条)	
		3. 主态	(1) 会帳簿ごおける運事等(商券3条)(2) 極能力が制限(商券3条)	
		3-7 会址計算(投言#339条)	(1) <u>財産平面方去</u> (商 <i>共</i> 第285条) (削除) (2) 利益配当の制限 (商 <i>生</i> 第293条本文) (3) 株主の検査役の選手 (商 <i>生</i> 第294条) (4) 利益共与の禁止 (商 <i>生</i> 第295条)	
		4. 株で会が監査等に関する商おが持列に関する活動が無用(投言法第119条)	 (1) 会監査人の選託・解託 (商井初) 第5条及 第6条第1項及 第2項 (2) 会監査人の権限 (商井初) 第7条第項・第4項 (3) 会監査人の責任 (商井初) 第9条、第11条) (4) 定済会に対ける会監査人の意見東述 (商井初) 第2項 	

第三編 投資助言業者

法令等導力状況の確認検査用チェックリスト

(改定後)

第三編 投資助言業者

法令等導力状況の確認検査用チェックリスト

目 法令遵守状況のチェック項目	法令遵守状況のチェック項目に係る説明	備	考	項目	法令遵守状況のチェック項目	法令遵守状況のチェック項目に係る説明
受資間 1. 法馬ഗ根要 役資配業者)	(1) 共通			. 投資問	1. 法制切機 投資配業者	(1) 共通
者とその	① 投資言于及り投資去人工對する法律			業者とその		① 投資言氏の投資主人に関する法律
学者等が	② 有應政治系投資關聯 / 規制 第二對する 法律			経営者等が		② 有艦隊公孫改資電票の排筒、関する法律
守すべき	③ 証券昭法			遵守がき		③ 証券取法
袖竹法	④ 外国政業者は対する注			具めな法		④ 外国政策省、関する法律
等	⑤ 鍋館品の販売等 ご対する 送津			等		⑤ 鍋館品加売等ご対る活建
	⑥ 消費者外法					⑥ 消費者及約法
	⑦ 株券等の保管及の根替に関する法律					⑦ 株券等の保管及の振替ご関する
	⑧ 金丽姓物吃法					8 金额片物设法
	⑨ 資金の流がして関する。 対する。 はいる。 はいる。 はいる。					9 資金の種がは、関する、法律
	⑩ 銀法					⑩ 銀法
	⑪ 保業去					① 保業去
	② 出資の受入れ、預り金及り金利等の取締りに関する法律					② 出資の受入れ、預り金及び金が等の取締りに関する法律
	③ 貸金業の場場に関する法律					③ 貸金業の排筒は対する注律
	⑭ 抵当游去					④ 抵盖游去
	⑤ 投当政策の場所に関する法律					⑤ 担当政策の規制第二関する法律
	⑥ 不避失地事業去					⑥ 不動理等之物事業去
	① 特定責任の「大会事業の規制」、関する法律					(削除)
	⑧ 海商品場における先物形の競領に関する法律					① 海暦計場はお場がりの登録はするは
	<u>⑩</u> 信砝					18 信托
	<u>⑩</u> 信 漢 去					<u>⑨</u> 信 撲 去
	② 金融機関が信任第を兼営等に関する法律					② 金融機製が言発物兼営等に関する法律
	② 担邪(批責壽代去					② 担邪体出責言ぞ去
	② 確定如此年金法					② 確定拠出年金法
	② 厚生年金/冧剣去					② 厚生年金保険去
	② 確認的企業年金法					② 確認分位業年金去
	<u>⑥</u> 各動式 新聞 合法					<u>多</u> 各種 共 新 合 法
						(2) 政令·府令·告示
	(3) 日本正券投資電票業品の定める番禺リ					(3) 日本正對受鐘間開発企の定める諸規則
4. 法馬が腰(その他部形)	(1) 民去·商去· 打 法·小切手法				4. 法馬切機要(その他部項)	(1) 民去·商去·手形法·小切形法
	(2) 特/肖士] (南 <i>连</i> 488条第1項 · 肖士] (刑 <i>进</i> 247条) · 業					(2) 特腊罪 商 類 486第1項 · 背罪 所達24条)· 業处

	己攵	定	後)
_		~_	122	

項目	目	法令遵守状況のチェック項目	法令遵守状況のチェック項目に係る説明	備	考
			新 (刑 法第 253条)		
			(3) 組織が必須の火管及と外に削り込め、排りには対する、法律		
			(4) 暴力員による不当が予めない計判する注		
			(新設)_		
		6-1 投資開售外土對る規則	(1) 投資、断の一任等の禁止(翻:業上第3条)		
		(開) 関連	(2) 登孙甫 顧譯第5条)		
			(3) 変更の届出 (顧問業 注第8条)		
			(4) 廖業等の届出等 (顧品業 は第 9条)		
			(5) 標識場示 (顧問業 法部1条)		
			(6) 名義(1) の禁止(顧問業) (3)		
			(7) 禁止為 (顧問業) (22条)		
			(8) 第初範囲 (配) (8)		
			(9) 投資言行為で禁む場合の禁止で為		
			顧業接換及及第2条の2)		
		6-5 投資開設的工製を禁止済	(1) 禁切締認嫌的関、傷傷の禁止第1項第1号)		
		電業接22条及電業描規第	(2) 顧客の勧誘、際し、損失補真の終末の禁止(第1項第2号)		
		26条及び第26条の2関系	(3) 顧客の勧誘、際し、利益供与の約束の禁止(第1項第3号)		
			(4) 損失補真 利益供の禁止 第1項第4号)		
			(5) 顧客相間の一定の形に禁止(第1項第5号)		
			(6) 第三科监目的加工地域域有しな、昭 静上 第1項第6号		
			(7) 通常加强比對於条件的期 禁止第1項第7号)		
			(8) 書面の対抗行な、段約重要は別の変更禁止(第1項第8号)		
			(9) 顧客以的者と顧客間外溢版(第1項第8号)		
			(10) 不当法買訊增加的 又ば偽的值相的加票		
			第1項第8号)		
			(11) 利割系列等の投票業務と顧客的利益的(第2項第1号)		
			(12) 利害男系人等の利益を図る不必要。助言禁止(第2項第2号)		
			(13) 実勢を反映しない作為が相場ではかっかっか言の禁止、伊唐製派人等が		
			引受主等)(第2項第3号)		
			(新設)		
			(14) 利害男科(等である証券会)(等のための助信 (募)類(得) 禁止		
			第2項第 <u>4号</u>)		

項	目	法令遵守状況のチェック項目	法令遵守状況のチェック項目に係る説明	備
			領耶 (刑法第253条)	
			(3) 組織かぶ団の火雪火び町火益の排り筒 ご関する法律	
			(4) 暴力負による不当が済の防止等に関する法律	
			(5) 個人静め揺り、対する、対象	
		6-1 投資配票的工製する規則	(1) 投貨場の一任等の禁止(顧問業共第3条)	
		(「業別関連)	(2) 登秒時 (顧) 第4第5条)	
			(3) 変更7届出 (顧問第 注 条)	
			(4) 廃業の (4) 廃業 (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)	
			(5) 標節掲示(顧問業 注第11条)	
			(6) 名義(1)の禁止(顧問業)(2)	
			(7) 禁止済 (配業) (22条)	
			(8) 對犯罪 (翻譯) (8)	
			(9) 投資言褒漢等を営む場合の禁止済	
			(翻譯送2条の4 及0第2条の5)	
		6-5 投資問題的に関する禁止行為	(1) 契約分離記分解的工製し、傷傷物の禁止(第1項第1号)	
		圖業券2条及圖業券分期第	(2) 顧客の勧誘工際人 損失補動が束の禁止 第1項第2号)	
		26条及び第26条の2関系)	(3) 顧客の勧誘は際し、利益共の米束の禁止(第1項第3号)	
			(4) 損失輔 利益共の禁止 第1項第4号)	
			(5) 顧客担間の一定の取り禁止 第1項第5号)	
			(6) 第三科监督的证当本规则有人私职院上第1項第6号)	
			(7) 通常の形と異なる条件での形態上第1項第7号)	
			(8) 書面交換分類 以外的主要 多數的 多數學 (8)	
			(9) 顧客沙伽者と顧客即外益(東) 第1項第8号)	
			(10) 不当流寬的增加的 又出悔的值相的对意能	
			第1項第8号)	
			(11) 利割系人等の投票業等と顧客間の利益的(第2項第1号)	
			(12) 利害緊人等の利益を図る不必要。助言禁止(第2項第2号)	
			(13) 実勢を反映しない作為が相場がなのための助言の禁止(利害関係人等が	
			引受连律)(第2項第3号)	
			(14)利害関系人等である信託等発営と金融機関が運用を行う信用権に係	
			る受益的ための財富の禁止(第20第4号)	
			(15) 利害類人等である証券会生等のための助信(募集取得)禁止	
			第2項第5号)	

項目	法令遵守状況のチェック項目	法令遵守状況のチェック項目に係る説明	備	考
	6-6 投資開業的投資言業を営む場合の 禁止済(顧売業23条の2及人履門 業出版計算26条の6)	投票的確認以お資法人是關聯第二条是顧問的利益的 (第1号)		
	6-7 投資問業的証券業を営む場合の禁止 行為、健問業±第23条の3及の健問業去 施行規・第26条の6)	(1) 非公開書献に基づき特定館の利益を図る助言の禁止(第1号) (2) 証券第こよる利益を図る不必要は助言禁止(第2号) (3) 実勢を反映しない作為が相場がなのための助言の禁止(利害類系人等が 弓受・登事)(第3号) (4) 証券第こよる募取得を確認にさせる助言の禁止(第4号)		

項	目	法令遵守状況のチェック項目	法令遵守状況のチェック項目に係る説明	備
		6-6 投資調業的投資言業を営む場合の禁止行為(顧り業業23条の4)	投票的應因投資法人關聯第名系融配的利益的 第1号	
			(1) 非公開 翻に基づき特証館の利益を図る助言の禁止(第1号) (2) 証券第こよる利益を図る不必要は助言禁止(第2号) (3) 実勢を反映しない作為が相場がなかための助言の禁止(利害類系人等が 引受・主等)(第3号) (4) 証券第こよる募集の書を確認にさせる助言の禁止(第4号)	